

土木工事積算基準の **改定**・追加・訂正

適用年月日（令和5年（2023年）12月1日以降積算基準日適用）

区分	ページ	改定	現行	備考
道路編 302 付属施設 工 302-010 ガードケ ーブル設 置工 運用資料	付属-5	<p>302-010 ガードケーブル設置工</p> <p>土木工事標準積算基準書(道路編)第Ⅳ編 道路 第2章 付属施設 防護柵設置工①-1 ガードケーブル設置工を適用するにあたっての留意事項（追記）</p> <p>（注）1. 中間端末支柱の建込は、端末支柱の歩掛を適用のこと。</p> <p>2. 端末支柱及び中間端末支柱は基礎コンクリートと一体で設置（プレキャスト製品等）とし、材料費は「単価コード表 24-1 ガードケーブル端末支柱（基礎ブロック含み）」、設置歩掛は、「302-010-03 端末支柱（基礎付）設置・撤去」による。なお、現場条件等により現場打コンクリートとする場合は、土木工事標準積算基準書(道路編)第Ⅳ編 道路 第2章 付属施設 防護柵設置工①-1 ガードケーブル設置工による。</p>	<p>302-010 ガードケーブル設置工</p> <p>土木工事標準積算基準書(道路編)第Ⅳ編 道路 第2章 付属施設 防護柵設置工①-1 ガードケーブル設置工を適用するにあたっての留意事項（追記）</p> <p>（注）1. 中間端末支柱の建込は、端末支柱の歩掛を適用のこと。</p> <p>2. 端末支柱の施工歩掛には「コンクリート基礎は、「第Ⅱ編4章①コンクリート工」により別途計上する」（現場打ち）と記載されているが、端末支柱及び中間端末支柱の基礎コンクリートは、現場打ちとブロック（二次製品）で経済性、施工性の比較を行い、ブロックとする場合は、「単価コード表 24-1 ガードケーブル端末支柱（基礎ブロック含み）」による。また、ブロックの設置歩掛は、「302-020-03 端末支柱（基礎付）設置・撤去」による。</p>	プレキャスト原則化に伴い改定